

第3次産業活動指数における平成 26 年年間補正について

平成 27 年 4 月 20 日
経済産業省大臣官房
調査統計グループ経済解析室

第3次産業活動指数では、年に一度、最新年の 12 か月分のデータがそろった段階で、当該年の原指数、季節指数の再計算を行うとともに、翌年の暫定季節指数を算出している（年間補正）。今般、平成 26 年分について、4 月 20 日に公表した平成 27 年 2 月分において年間補正を実施した。

年間補正における主な作業は、昨年と同様、以下のとおりである。

1. 原指数の再計算

第3次産業活動指数では、毎月の公表時に、前月指数を暫定確報値、前々月指数を確報値に変更する「3か月運用」を採用している。年間補正においては、確報値の公表後に判明した報告値の修正などを反映して、平成 26 年の 12 か月分の原指数を再計算している。

2. 季節指数の再計算

再計算した平成 26 年分を含めた過去 8 年分の原指数により、平成 26 年の季節指数を再計算し、確定するとともに、平成 27 年 1 月から平成 28 年 2 月までの暫定季節指数を算出している。また、当該季節指数及び暫定季節指数を用いて、平成 26 年 1 月以降の季節調整済指数を再計算している。

年間補正前後の平成 26 年の季節調整済指数及び季節指数は図 1 のとおりである。

なお、平成 25 年以前の原指数、季節指数及び季節調整済指数は変更していない。

3. 異常値処理

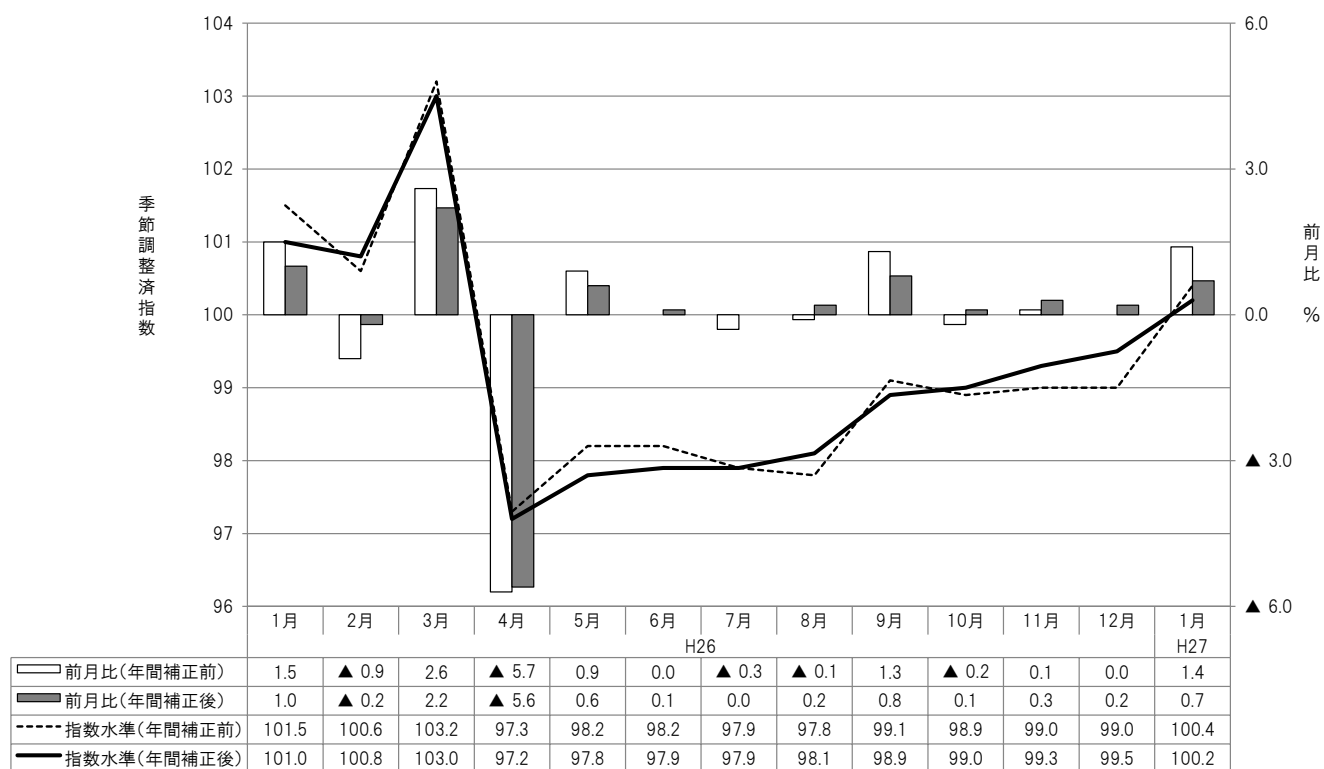
第3次産業総合について、米国商務省センサス局が開発した季節調整法である X-12-ARIMA により異常値の検出（加法的はずれ値：AO、レベルシフト：LS、一時的変化：TC）を行い、異常値が検出された期間について処理を行っている。

また、13 の大分類業種及び＜運輸業＞、＜卸売業＞など主要な特掲系列についても、第3次産業総合においてこれまでに異常値が検出された平成 20 年から平成 26 年を対象期間として異常値の検出及び処理を行っている。

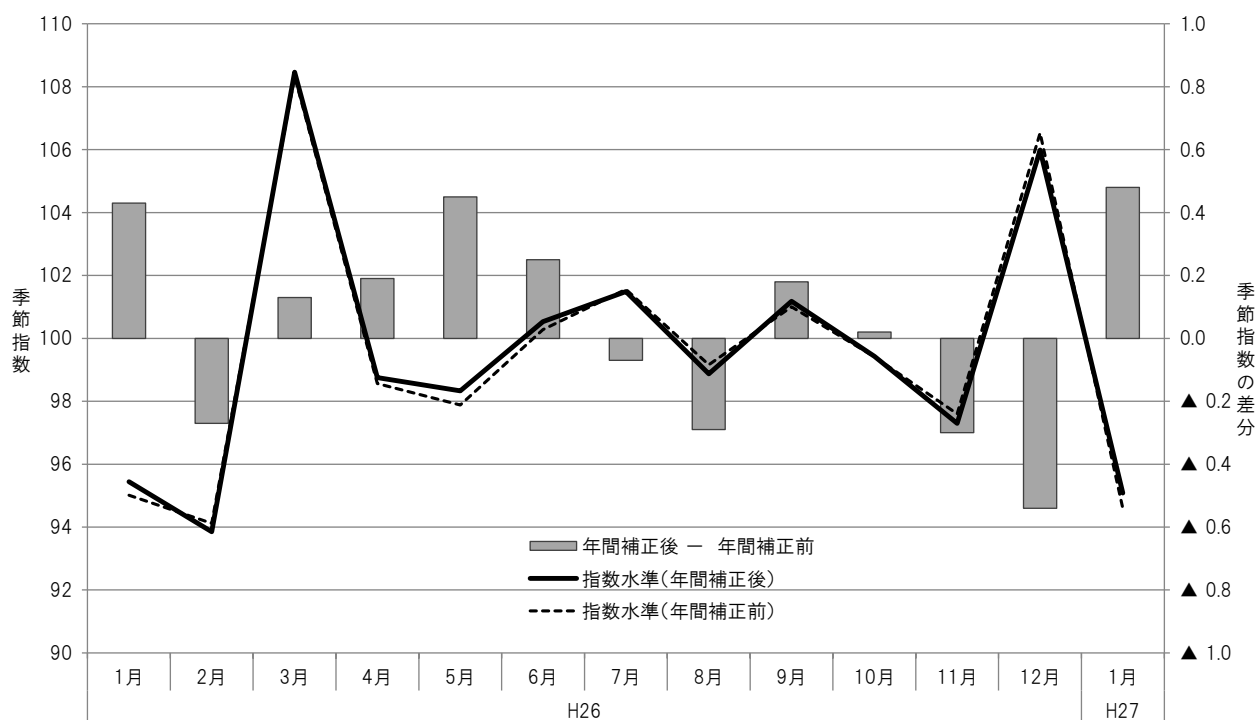
各系列の異常値検出及び処理の結果は表 1 のとおりである。

図1. 第3次産業活動指数(総合)

— 季節調整済指数 —



— 季節指数 —



(注)上記季節指数には、曜日・祝祭日・うるう年指数を含む。

表1. 異常値を処理した系列及び各異常値

系 列 名	異常値種別 及び検出年月
第3次産業総合	TC 201103 LS 201404
電気・ガス・熱供給・水道業	A0 200807
運輸業, 郵便業	TC 201103 LS 201404
<運輸業>	TC 201103 A0 201403
卸売業, 小売業	TC 200903 TC 201103 LS 201404
<卸売業>	TC 200903 LS 201404
<小売業>	A0 201103 TC 201106 A0 201403 TC 201404
不動産業, 物品賃貸業	TC 201103 A0 201105 A0 201309
物品賃貸業	A0 201403
<物品賃貸業(自動車賃貸業を含む)>	A0 201403
宿泊業, 飲食サービス業	TC 201103
宿泊業	TC 201103 A0 201104
<飲食店, 飲食サービス業>	TC 201103
生活関連サービス業, 娯楽業	TC 201103 LS 201105
学習支援業	LS 200810 LS 200910
<サービス業>	A0 201103
<対個人サービス業>	TC 201103 LS 201104
<広義対個人サービス>	TC 201103 A0 201403
<広義非選択的個人向けサービス>	LS 201003
<広義し好的個人向けサービス>	TC 201103 A0 201403
<広義対事業所サービス>	LS 201001 TC 201103 LS 201404
<観光関連産業>	TC 201103 A0 201403
<旧定義による学習支援業>	LS 200810 LS 200910 TC 201007 LS 201010 LS 201103
<旧定義によるサービス業>	A0 201103
<旧定義による対個人サービス業>	A0 201103 A0 201403
第3次産業及び公務等活動指数	TC 201103 LS 201404
第3次産業総合(電気・ガス・熱供給・水道業を除く)	TC 200903 LS 201001 TC 201103 LS 201404

(注) A0:加法的はずれ値、LS:レベルシフト、TC:一時的変化